

令和 7 年度 事業計画書

A 事業活動

第1 青少年の非行防止及び健全育成に関する事業

1 少年問題シンポジウムの開催等

(1) 第32回少年問題シンポジウムの開催

少年警察ボランティア及び関連する団体関係者に、少年問題に対する認識を深めてもらうため、少年の非行防止や健全育成にかかる今日的で重要な問題をテーマとして、シンポジウムを実施する。

令和7年度も「第32回少年問題シンポジウム」を、東京グランドアーツ半蔵門にて開催する予定である。

(2) 少年問題シンポジウムのオンデマンド配信

収録した少年問題シンポジウムの模様を、全少協ホームページからオンラインデマンド配信する。

2 農業体験を通じた立ち直り支援活動の推進

少年の立ち直り支援のための場として、農作物の栽培を行うことは、ひとつのものごとに継続して取り組むことによって忍耐力が身につき、また、将来の就労に向けた意欲を向上させるだけでなく、農作物の播種、育成、収穫等による情操面での教育的効果も期待できる。

農業体験を通じての少年の立ち直り支援活動には、農作業の指導、農地の管理等のほか、少年たちとの人間的なふれあいや生活面での指導など、少年警察ボランティアならではの面が大きいと考えられるので、これらの活動を少年警察ボランティアの事業として実施するものである。

令和7年度は、次の39都道府県（うち□印11県は県予算で実施の予定。）で実施を予定している。なお、□印以外の28都道府県では、公益財団法人JKAの助成を受け、全少協と県少協との共催で実施する予定である。

北海道、岩手、**宮城**、秋田、山形、福島、東京、茨城、栃木、**群馬**、埼玉、**千葉**、新潟、**山梨**、長野、**静岡**、石川、愛知、**滋賀**、京都、大阪、兵庫、**和歌山**、**鳥取**、岡山、広島、**山口**、徳島、香川、愛媛、高知、**福岡**、佐賀、長崎、熊本、大分、**宮崎**、鹿児島、沖縄

実施県少協では、少年警察ボランティアが活動の中心となり、警察職員のほか、関係する学校、団体、地域住民等の支援協力を得て、少年たちが主体的に行動できるように配意して行う。

3 健全育成資料等の作成

少年警察ボランティア、少年補導職員、警察職員及び教育関係機関職員等が、小中学生や保護者等を対象に行う「非行及び被害防止教室」等において、少年の非行や被害の防止等についての説明や協力依頼を行う場合に、参加者に配布する参考資料・教材として作成するものである。

令和7年度は、「健全育成ハンドブック」(小学生用)79,000部、「健全育成ハンドブック」(中高生用)79,000部の計158,000部を作成、うち、小学生用60,000部、中学生用60,000部を一般財団法人日本宝くじ協会の助成を受けて、全国の図書館及び全国の小・中学校に無償頒布する。

また、38,000部については全少協が作成し、各都道府県警察少年課、補導員等に対し無償配布し、一部は有償配付する。

令和7年度は、健全育成ハンドブックの改訂版を作成・配布予定である。

4 ボランティアの活性化と裾野拡大のための施策の推進

(1) 少年警察学生ボランティア活動の充実強化

少年警察ボランティア活動の発展のため、年齢的に少年たちに近い大学生等を少年警察学生ボランティアとして委嘱する都道府県が増加し、登録等された者が3,900名を超えるに至っている。令和5年度から会場開催とオンデマンド配信によるハイブリット形式で研修会を開催しており、令和7年度も、研修会場においてボランティア同志が一堂に会することによりコミュニケーションの深化を図る機会と捉え、本研修会をハイブリット形式で開催する。(近畿・中部地区等の学生対象)

(2) 少年警察学生ボランティアの学習支援の推進

学生ボランティアが行っている、立ち直り支援対象少年等への学習支援活動は、少年が復学や進学に対する意欲を持つ契機になり、非行をやめ授業に出席し、高校進学を果たすなどの好事例が見られるなど、高い効果を挙げている。このため、各地域で学生ボランティアが、少年サポートセンターなどにおいて行う学習支援活動をさらに推進するものとする。

(3) 学生ボランティアの委嘱支援

学生ボランティアを委嘱し補導活動に携わらせている県少協で、これらの者を安心して活動させることができるように、それら活動に、少年警察ボランティア団体総合補償保険を付保する場合に、その保険料を全少協において負担し支援するものであり、令和7年度も、引き続き支援を行う。

5 機関紙「みちびき」の発行

全少協の事業活動等について、会員及び関係機関・団体に周知し、関連情報を提供するため、機関紙「みちびき」の発行を行うものである。

令和7年度は、年4回（令和7年4月（第178号）、同年7月（第179号）、同年10月（第180号）、令和8年1月（第181号）を発行し、毎号の発行部数は、概ね20,000部とする。

機関紙には、全少協の主な事業の実施状況、地域単位の活動状況、地区における活動事例その他を掲載する。

6 インターネット利用による少年サポート活動の実施

インターネット上に氾濫する、少年非行を助長し健全な育成を阻害する有害情報から少年たちを保護することを目的として、平成15年から全少協ホームページを利用し、サイバーボランティアがサイト開設者等に対する注意喚起等の活動を実施してきた。しかし、近年X（旧Twitter）等のアプリを利用して犯罪被害に遭う児童が増加する状況が続いていることから、令和4年度に文教大学教授池辺正典氏の協力を得て、X内をパトロールし、不適切な書き込みをX社に通報するシステム（全少協CPS）を新たに構築した。

令和7年度も、このシステムを活用し継続実施していく予定である。

7 地域ふれあい事業の実施

少年の非行防止や健全育成に資するため、少年たちに、社会奉仕等を通して地域社会との連帯感を培い、コミュニケーション能力を身につけさせることを目的として、次のような活動を行うものである。

〔地場産業の見学会や生産体験、自然体験、伝統文化・行事等の見学や参加、公共施設等の清掃、福祉施設等の慰問やボランティア体験、自然環境を守るための植林や地域美化のための花卉栽培その他〕

関連して、家庭環境に恵まれず地域社会からも孤立して、不安な気持を抱えている少年等のために、地域の人々とも交われ、学習支援や生活習慣の習得が行われるような居場所作りにも配意する。

令和7年度は、全少協が後援し、県少協による自主実施の予定である。

実施県少協では、少年警察ボランティアが中心となり、警察職員、自治体職員、関係機関団体職員、地域住民等の支援協力を得て、地域の少年たちが参加して行う。

8 少年の非行防止活動等に関する広報活動の実施

少年の非行防止や健全育成のための活動等について、社会に周知し、人々の理解を深めてもらうため、全少協のホームページ、広報資料等を用いて広報を実施するものである。

9 少年の非行防止及び健全育成に関する調査研究

少年の非行防止及び健全育成のための活動に資するため、少年警察ボランティア活動の実施状況等について調査を実施するものである。

令和7年度は、少年警察ボランティア等の活動の在り方等について調査を行う。

10 少年警察ボランティア団体総合補償保険への加入促進

少年警察ボランティアが、その活動に関して、負傷もしくは死亡し、又は他人に損害を与えた場合の補償のため、少年警察ボランティア団体総合補償保険（引受保険会社3社、幹事会社：損害保険ジャパン株式会社）への加入斡旋を引き続き行う。

第2 少年警察ボランティアに対する研修事業

1 少年警察ボランティア等の地域カンファレンスの開催

少年の非行防止や健全育成のための活動は、少年警察ボランティアと警察の少年補導職員等が連携して行うことにより効果的な展開が期待できることから、研修の場を設けるものである。

令和7年度についても、全少協が実施県少協を後援し、県少協による自主開催の予定。

実施県少協で、少年に関わる問題、少年の非行防止や健全育成のための活動等をテーマに、講演、パネルディスカッション、事例研究、実技訓練等を組み合わせて行う。

2 全国少年警察ボランティア・リーダーシップ研修会の実施

地域における少年非行の防止や健全育成のための活動を活性化し、効果的に進めるため、それぞれの地域において将来指導的立場に立ち、或いは、活動の中心的な存在としての役割を期待されている少年警察ボランティアを対象として、リーダーとしての意識を喚起し、必要な知識を習得するため集合研修を実施するものである。

令和7度も、警察庁主催で開催（ハイブリット形式）予定である。

3 地域少年警察ボランティア連絡協議会カンファレンスの開催

少年警察ボランティア活動を活性化し効果的に行うのに資するため、地域少年警察ボランティア連絡協議会が行う広域研修の実施について、全少協が助成するものである。

令和7年度も、地域少年警察ボランティア連絡協議会単位で、管内の都道府県少年警察ボランティアが参加して、講演、事例発表、情報交換、課題協議等によって行う。

なお、開催に際し全少協が10万円の助成を行う。

4 少年警察ボランティア研修教材の作成

少年警察ボランティアの行う講演・座談会・研修会等に活用できる教材・資料を作成し、県少協へ配布する予定である。

第3 少年警察ボランティアに対する顕彰事業

多年にわたって、少年の非行防止や健全育成のための活動に尽力された少年警察ボランティアの功労を顕彰して労苦に報いるとともに、少年警察ボランティア全体の士気の高揚に資するために、警察庁及び全少協の各表彰規程に基づき、功労のあった個人及び団体の表彰を行うものである。

令和7年度は、6月12日（木）、東京都千代田区のホテルグランドアーク半蔵門において表彰式を行い、下記の栄誉金章及び団体表彰を授与する。

なお、下記の栄誉銀章及び栄誉銅章は、県少協の表彰式等において伝達する。

- 少年補導功労者栄誉金章（警察庁長官・全少協会長連名）
受賞者 47人以内
- 少年補導功労者栄誉銀章（警察庁長官・全少協会長連名）
受賞者 94人以内
- 少年補導功労者栄誉銅章（全少協会長名）受賞者 200人以内
- 少年補導功労団体表彰（警察庁長官・全少協会長連名）
受賞団体 10団体以内

第4 関係機関・団体が行う活動に対する協力

関係機関・団体からの要請を受け、その行う活動に対し、全少協として協力を行う。

- (1) 令和7年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」
(2月～5月：こども家庭主唱)

- (2) 『『ダメ。ゼッタイ。』普及運動』
(6月：厚生労働省、都道府県公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター主催)
- (3) 令和7年度「青少年の被害・非行防止全国強調月間」
(7月：こども家庭庁主唱)
- (4) 第75回 “社会を明るくする運動強調月間”
(7月：法務省主唱)
- (5) 令和7年「全国地域安全運動」
(10月：公益財団法人全国防犯協会連合会、警察庁主唱)
- (6) 令和7年全国暴力追放運動中央大会
(11月：全国暴力追放運動推進センター、警察庁等主催)
- (7) 令和7年度「子供・若者育成支援強調月間」
(11月：こども家庭庁主唱)

B 協会事務

会議の開催

1 総会

- (1) 令和7年6月12日（木）に、令和7年度通常総会を開催し、令和6年度事業報告及び同収支決算ほかを議題として提案し、承認を求める。
- (2) 令和8年3月12日（木）に、令和7年度臨時総会をWEB会議方式で開催し、令和8年度事業計画、同収支予算ほかを議題として提案し、承認を求める。

2 理事会

- (1) 令和7年5月12日（木）に、令和7年度第1回理事会を開催し、令和6年度事業報告、同収支決算ほかを議題として提案し、決議を求める。
- (2) 令和7年6月12日（木）に、令和7年度第2回理事会を開催し、令和7年度会長、理事長及び副理事長の選定を議題として提案し、決議を求める。
- (3) 令和8年2月12日（木）に、令和7年度第2回理事会を開催し、令和8年度事業計画、同収支予算ほかを議題として提案し、決議を求める。
- (4) (1)～(3)のほか、定款の規定に基づき、随時理事会を開催する。